

「山形県地域職業能力開発促進協議会」設置要綱

(1) 名称

「山形県地域職業能力開発促進協議会」(以下「協議会」)と称する。

(2) 目的

山形労働局及び山形県は、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の規定に基づき、山形県において、地域の関係機関が参画し、同法第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練(同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。)及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項に規定する認定職業訓練(両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。)を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進するとともに、訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等の協議を行う地域職業能力開発促進協議会を設置する。

(3) 構成員について

協議会は、以下に掲げる者とする。なお、各構成員は協議会の開催にあたり、構成員の中で適切な者を「委員」として選出する。

- ① 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体
- ② 労働者団体
- ③ 事業主団体
- ④ 職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体
- ⑤ 学識経験者
- ⑥ 山形県
- ⑦ 山形労働局
- ⑧ その他関係機関が必要と認める者

(4) ワーキンググループについて

協議会は、適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置することとし、ワーキンググループにおいて、職業訓練の効果を把握・検証して訓練カリキュラムの改善を図ることとする。また、改善促進策を作成し、協議会にて報告する。

(5) 会長について

- ① 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- ② 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- ③ 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(6) 協議会の開催について
年2回以上開催とする。

(7) 協議事項について

次に掲げる事項について協議する。

- ① 公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関する事。
- ② 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関する事。
- ③ キャリアコンサルティングの機会確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関する事。
- ④ 公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関する事。
- ⑤ 地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付制度による訓練機会の確保等に関する事。
- ⑥ その他必要な事項に関する事。

(8) 事務局について

事務局は、山形労働局（訓練課）に置く。

(9) その他

- ① 議事については、協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- ② 協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第15条第3項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ③ この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

(10) 附則

令和4年10月31日から施行する。

令和6年3月8日改正